

業務指示書 (小規模)

ペルー国休廃止鉱山整備事業情報収集・確認調査

第1 指示書の適用

本指示書は独立行政法人国際協力機構(JICA) (以下「機構」という。) が実施する標記業務のうち、民間コンサルタント等 (以下「コンサルタント」という。) により実施する業務に関する内容を示すものです。コンサルタントはこの業務指示書及び貸与された資料に基づき、本件業務に係るプロポーザル等を機構に提出するものとします。

なお、本指示書の第2「業務の目的・内容に関する事項」、第3「業務実施上の条件」は、この内容に基づき、コンサルタントがその一部を補足又は改善し、プロポーザルを提出することを妨げるものではありません。

本指示書に係る質問期限：2013年9月4日 12時 まで

問合せ先： 調達部契約第一課 大野 忠伸 Ono.Tadanobu@jica.go.jp

質問に対する回答： 2013年9月9日 までに機構ホームページ上に行います。

第2 業務の目的・内容に関する事項-----別紙のとおり

第3 業務実施上の条件-----別紙のとおり

第4 共同企業体の結成並びに補強の可否等

業務の規模が大きく、一社単独では望ましいレベルの業務従事者を確保することが困難であるか、又は業務の内容が広範にわたるため、業種又は分野ごと得意な社同士で共同企業体を結成することが望ましい案件について、共同企業体の結成を認める場合があります。

(各項目の() に○を付したものが、指示内容です。)

1 共同企業体の結成の可否

() 認めません。

() 認めます。

(○) 認めます。ただし業務主任者(総括)は、共同企業体の代表者の者とします。

() 者までの共同企業体の結成を認めます。ただし業務主任者(総括)は、共同企業体の代表者の者とします。

() 協力準備調査、その他先に行われた調査参加コンサルタント

は、構成員にはなれません。

注1) 資格停止期間中のコンサルタントは、構成員になれません。

注2) 共同企業体の結成にあたっては、結成届をプロポーザルに添付してください。

注3) 共同企業体構成員との再委託契約は認めません。

2 補強の可否

自社の経営者若しくは自社と雇用関係にある(原則、当該技術者の雇用保険や健康保険の事業主負担を行っている法人と当該技術者との関係をいう。複数の法人と雇用関係にある技術者の場合、主たる賃金を受ける雇用関係があるものをいう。) 技術者の他業務従事状態から望ましいレベルの業務従事者を確保することが困難であるか、又は自社では確保が困難な担当分野である場合、自社と雇用関係のない技術者の「補強」を認める場合があります。

(各項目の () に○を付したものが、今回の指示内容です。)

() 全ての業務従事者について、補強を認めません。

(○) 以下の要件で、補強を認めます。

- 1) 共同企業体でプロポーザルを提出する場合は、代表者及び構成員ともに、現地業務に従事するそれぞれの業務従事者数（通訳団員の配置を認める場合はそれらを除く）の1/2まで補強を認めます。
- 2) 共同企業体を結成しない場合に限り、現地業務に従事する全業務従事者数（通訳団員の配置を認める場合はそれらを除く）の3/4まで補強を認めます。

【業務主任（総括）について】

() 業務主任者（総括）については補強を認めません。

(○) 業務主任者（総括）について補強を認めます。ただし、業務主任者が補強の場合には、副業務主任者（副総括）の配置は認めません。

【その他の業務従事者について】

() 次の団員については補強を認めません。

() 協力準備調査、その他先に行われた調査参加コンサルタント

からの補強は認めません。

注1) 共同企業体を結成する場合、その代表者または構成員となる社は他社の補強になることは認めません。

注2) 複数の社が同一の者を補強することは、これを妨げません。

注3) 資格停止期間中のコンサルタントからの補強は認めません。

注4) 評価対象業務従事者の補強にあたっては同意書をプロポーザルに添付してください。

評価対象外業務従事者については、契約交渉時若しくは補強を確定する際に同意書を提出してください。

注5) 補強として参加している社との再委託契約は認めません。

注6) 通訳団員については、補強を認めます。

3 外国籍人材の活用

(各項目の () に○を付したものが、今回の指示内容です。)

() 外国籍人材の活用を認めます。

(○) 業務主任者を除き、外国籍人材の活用を認めます。ただし、当該業務全体の業務従事者数及び業務従事人月のそれぞれ2分の1を超えない範囲において認めます。

() 業務主任者を除き、外国籍人材の活用を認めます。ただし、当該業務全体の業務従事者数及び業務従事人月のそれぞれ4分の1を超えない範囲において認めます。

注) 外国籍人材とは以下に該当する人材とします。

- ・日本国法令に基づき設立された内国法人（外資系を含む。）に在籍する外国籍の人材で、常用の雇用関係を有するもの又は嘱託契約を締結しているもの
- ・内国法人が外部からの補強として当該業務に従事させる外国籍の人材で、いずれかの外国法人に在籍するもの又は個人コンサルタント

第5 プロポーザルに記載されるべき事項

1 コンサルタントの経験、能力等

- (1) 類似業務の経験
- (2) 当該業務実施上のバックアップ体制（本邦／現地）
- (3) その他参考となる情報

注) 類似業務：鉱害防止対策に係る各種調査

2 業務の実施方針等

- (1) 業務実施の基本方針
- (2) 業務実施の方法
- (3) 作業計画
- (4) 要員計画
- (5) 業務従事者毎の分担業務内容（国内及び現地）
- (6) 現地業務に必要な資機材
- (7) 実施設計・施工監理体制（無償資金協力を想定した協力準備調査の場合のみ）
- (8) その他

(各項目の()に○を付したものが、指示内容です。)

() (1)と(2)を併せた記載分量は、40ページ以下としてください。

() (1)と(2)を併せた記載分量は、10ページ程度としてください。

(○) (1)と(2)を併せた記載分量は、10ページ程度としてください。

注) (4) 要員計画について、評価対象外業務従事者の氏名及び所属先の記載は不要とし、契約交渉時、または遅くとも各業務従事者の作業開始時期までに双方で打合簿により確定するものとします。なお、評価対象外業務従事者についての補強や外国籍人材の活用等については、契約交渉時、もしくは業務実施過程において、業務指示書で定める制限が遵守されていることを確認するものとします。

3 業務従事予定者の経験、能力等

業務にかかる総括責任者として、業務主任者（総括）を業務従事者の中から指名してください。なお、業務主任者に代えて、業務主任者と副業務主任者（副総括）を業務管理グループとして配置することを認める場合があります。

(1) 業務管理グループ

業務主任者と副業務主任者の配置計画を併せて業務管理グループを提案する場合、その配置の考え方、両者の役割分担等の考え方等について記載願います

(各項目の()に○を付したものが、指示内容です。)

() 業務管理グループ（副業務主任者の配置）を認めない。

(○) 業務管理グループ（副業務主任者の配置）を認める（ただし、副業務主任者を補強とすることは認めません）。副業務主任者は1名を上限とする。上記、「2 業務の実施方針等、(4) 要員計画」においては、業務主任者と副業務主任者の配置計画を併せて業務管理グループとしての配置計画を立案・記載することとし、業務主任者と副業務主任者の個々の配置計画の記載は不要とする。

(2) 業務主任者（／副業務主任者）の経歴

以下(3)に掲げる項目に加え、総括責任者として必要な経験、能力等について記載して下さい。

(3) 評価対象業務従事者（評価対象者のみ）の経歴

- 1) 類似業務の経験
- 2) 海外業務の経験

- 3) 対象国（ペルー及びその他全世界）での業務の経験
- 4) 語学能力（語学は認定書（写）を添付）（英語）
- 5) 学歴、業務歴、取得学位、資格等（照査技術者については必要資格の認定書（写）を必ず添付して下さい。）
- 6) 研修受講実績
- 7) 特記すべき類似業務の経験（類似職務経験を含む。）

第6 プロポーザルの提出手続き等

1 プロポーザルの提出期限、提出場所、提出物

- (1) 期限：2013年9月13日 12時
- (2) 場所：本機構本部1階 調達部受付
- (3) 提出物：プロポーザル 正1部 写4部
見積もり 正1部 写1部（次項第7参照）

2 プロポーザルの無効

次の各号のいずれかに該当するプロポーザルは無効とします。

- (1) 提出期限後にプロポーザルが提出されたとき
- (2) 提出されたプロポーザルに記名、押印がないとき
- (3) 同一提案者から2通以上のプロポーザルが提出されたとき
- (4) プロポーザル提出者（共同企業体構成員を含む）が全省庁統一資格結果通知書を取得していない、またはJICAの事前の資格審査を受けていないとき
- (5) 既に受注している案件、契約交渉中の案件及び選定結果未通知の案件と業務期間が重なって同一の業務従事者の配置が計画されているとき
- (6) 機構が定める「独立行政法人国際協力機構契約競争参加資格停止措置規程」（平成20年規程（調）第42号）に基づく資格停止を受けている期間中である者又は当該者が構成員となる共同企業体からプロポーザルが提出されたとき（なお、プロポーザルの提出後であっても本指示書第8.2による審査結果の通知前に資格停止を受けたものを含みます。）
- (7) 虚偽の内容が記載されているとき
- (8) 前号に掲げるほか、本指示書又はコンサルタント契約関連規程に違反したとき

第7 見積価格及び内訳書

本件業務を実施するのに必要な経費の見積り（消費税を含む）及びその内訳書正1部と写1部を密封して、プロポーザルとともに提出して下さい。

（各項目の（ ）に○を付したものが、指示内容です。）

- () 本業務における一般業務費の見積りについては、定率化方式とし、一般業務比率の上限は、
- () 契約全体が複数の契約期間に分かれるため、各期間分及び全体分の見積りをそれぞれに作成して下さい。
- () 第2、第3で記載した事項のうち下記については、分けて見積って下さい。
- () 現地の治安状況が不安定であることから、業務従事者に対し、戦争保険（戦争危険担保特約）あるいはこれに相当する保険を付保することができます。付保する場合は、その経費を見積もって下さい。

(○) 航空運賃及びアクセス料金については、別見積りとしてください。

航空運賃を見積る場合には、ZONE-PEX運賃を上限の単価として見積りを行って下さい。「業務実施契約等における正規割引航空運賃の利用について／通知(PR)第9-27004号」によりビジネスクラスの利用が認められる業務従事者の渡航については、ビジネスクラス正規割引運賃までを上限の単価として見積りを行って下さい。

なお、実際の航空券の手配にあたっては、上記見積額を上限としつつも、業務実施上の必要による経路の変更、予約の変更等の必要な緊急時の対応も考慮しつつ、より効率的であるとともに経済的な航空券の手配に努めてください。

() 航空運賃及びアクセス料金については、別見積りとしてください。

航空運賃を見積る場合には、エコノミークラス普通運賃と制限付エコノミークラス (Y2) を比較のうえ、より安価な運賃を上限の単価として見積りを行って下さい。「業務実施契約等における正規割引航空運賃の利用について／通知(PR)第9-27004号」によりビジネスクラスの利用が認められる業務従事者の渡航については、ビジネスクラスの正規運賃までを上限の単価として見積りを行って下さい。

注) 外貨交換レートは以下のレートを使用して見積もってください。

(PEN1 = 35.739 円 , US\$1 = 98.100 円 , EUR1 = 130.100 円)

第8 プロポーザルの評価

1 プロポーザルの評価基準

本件業務では別紙のプロポーザル評価表に従いプロポーザルの評価(技術評価)を行います。但し、技術評価の結果、各プロポーザル提出者の技術評価点について第1順位と第2順位以下との差が僅少である場合に限って、第7により提出された見積価格を参考として交渉順位を決定します。

具体的には、技術評価点の差が第1位の者の技術評価の2.5%以内であれば、見積価格が最も低い者に価格点として最大2.5点を加点し、その他の者に最低見積価格との差に応じた価格点を加点します。

(1) 評価対象とする業務従事者の担当分野

総括／鉱山環境整備または採鉱
地質
水質・水処理

(2) 評価対象とする業務従事者の予定人月数

5.70 M/M

2 評価結果の通知

提出されたプロポーザルは当機構で評価・選考の上、2013年9月27日(金)までにプロポーザルを特定し、各プロポーザル提出者に契約交渉順位を通知します。

3 評価結果の公表

評価結果については、以下の項目を機構ホームページに公開することとします。

(1) プロポーザルの提出者名

・契約交渉順第1位の者の名称のみを公開し、第2位以下の者の名称は非公開とする。

(2) プロポーザルの提出者の評価点

・以下の評価項目別小計及び合計点を公表する。

①コンサルタント等の経験・能力

②本件業務の実施方針

③業務主任者及び業務従事者の経験・能力

・基準点に達しない者については「基準下」とのみ記載する。

・技術評価点の差が僅少で見積価格を加味した場合には、価格点と技術評価点を合わせた合計点を公表する。

第9 その他

1 配布・貸与資料

機構が配布・貸与した資料は、本件業務のプロポーザルを作成するためのみに使用することとし、複写又は他の目的のために転用等使用しないで下さい。

2 プロポーザルの報酬

プロポーザル及び見積書の作成、提出に対しては、報酬を支払いません。

3 プロポーザルの目的外不使用

プロポーザル及び見積書は、本件業務の契約交渉順位を決定し、また、契約交渉を行う目的以外に使用しません。

4 プロポーザルの返却

不採用となったプロポーザル（正）及び見積書（正）は、各プロポーザル提出者の要望があれば返却しますので選定結果通知後2週間以内に受け取りに来て下さい。また、不採用となったプロポーザルで提案された計画、手法は無断で使用しません。

5 虚偽のプロポーザル

プロポーザルに虚偽の記載をした場合には、プロポーザルを無効とするとともに、虚偽の記載をしたプロポーザル提出者に対して資格停止措置を行うことがあります。

6 プロポーザル作成に当たっての資料

プロポーザルの作成にあたっての参考情報は以下のとおりです。

(1) 「プロポーザル作成要領」：

JICAホームページ「調達情報」中「調達ガイドライン、様式」>>「調達ガイドライン コンサルタント等の調達」>>「コンサルタント等契約におけるプロポーザル作成要領」

(URL: <http://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/proposal.html>)

(ハードコピーでの販売・配布は行っておりません)。

(2) 業務実施契約に係る様式：

同上ホームページ「調達情報」中「調達ガイドライン、様式」>>「様式 コンサルタント等の調達 業務実施契約」

(URL: http://www.jica.go.jp/announce/manual/form/consul_g/index.html)

(3) 規定：

同上ホームページ「調達情報」中「調達ガイドライン、様式」>>「規定」

(URL: <http://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/common/index.html>)

(4) 調達ガイドライン（コンサルタント等契約）：

同上ホームページ「調達情報」中「調達ガイドライン、様式」>>「調達ガイドライン コンサルタント等の調達」

(URL: <http://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/index.html>)

7 密接な関係にあると考えられる法人との契約に関する情報公開について

契約先に関する以下の情報を機構ホームページ上で以下のとおり公表することとしますので、本内容に同意の上で、プロポーザルの提出及び契約の締結を行っていただきますようご理解をお願いいたします。なお、案件へのプロポーザルの提出及び契約の締結をもって、本件公表に同意されたものとみなさせていただきます。

- (1) 公表の対象となる契約相手方取引先（共同企業体を結成する場合は共同企業体の構成員を含む。）次のいずれにも該当する契約相手方を対象とします。
 - ア. 当該契約の締結日において、当機構で役員を経験した者が再就職していること、又は当機構で課長相当職以上の職を経験した者が役員等(注)として再就職していること
 - 注) 役員等とは、役員のほか、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、経営や業務運営について、助言することなどにより影響力を与え得ると認められる者を含みます。
 - イ. 当機構との間の取引高が総売上又は事業収入の3分の1以上を占めていること
- (2) 公表する情報
契約ごとに、物品役務等の名称及び数量、契約締結日、契約相手方の氏名・住所、契約金額とあわせ、次に掲げる情報を公表します。
 - ア. 対象となる再就職者の人数、再就職先での現在の職名、当機構での最終職名（氏名は公表しない。）
 - イ. 契約相手方の直近の財務諸表における当機構との取引高
 - ウ. 総売上高又は事業収入に占める当機構との間の取引割合
 - エ. 一者応札又は応募である場合はその旨
- (3) 当機構の役職員経験者の有無の確認日
当該契約の締結日とします。
- (4) 情報の提供
契約締結日から1ヶ月以内に、所定の様式にて必要な情報を提供頂くことになります。

8 本体事業からの排除

以下、各項目の（ ）に○を付したものが、指示内容です。）

- () 本件受注コンサルタント（JV構成員及び補強を含む。）は、本業務（協力準備調査）の結果に基づき当機構による無償資金協力が実施される場合は、設計・施工監理契約以外の役務及び財の調達から排除される（その場合は、受注コンサルタント等が製造、販売する資機材も排除される）見込みです。
- () 本件受注コンサルタント（JV構成員及び補強を含む。）及びその関連会社／系列会社（親会社を含む。）は、本業務（詳細設計）の結果に基づき当機構による有償資金協力が実施される場合は、施工監理業務（調達補助を含む。）以外の役務（審査、評価を含む。）及び財の調達から排除されます。
- (○) 本件受注コンサルタント（JV構成員及び補強を含む。）及びその関連会社／系列会社（親会社を含む。）は、本業務の結果に基づき協力準備調査が実施される場合は、業務実施契約から排除されます。

以上

(補足説明)

1. プロポーザル提出様式の変更について

(1) プロポーザルの提出様式については、環境配慮の観点から、従来の2穴バインダー（2穴リング式）綴じから紙製のフラットファイル綴じとします。

2. 契約変更手続きについて

(1) 要員計画の確定・変更

●契約変更が必要な事項

- ア. 契約時の総人月が増える場合
- イ. 業務主任者（総括）・副業務主任者（副総括）の交代
- ウ. 増額の必要が生じる場合

●打合簿の作成が必要な事項

- ア. 業務従事者（業務主任者（総括）・副業務主任者（副総括）以外）の交代
- イ. 業務従事者間または同一業務従事者自身の現地作業と国内作業の人月の振替（業務主任者（総括）・副業務主任（副総括）を含む）
- ウ. 未定の業務従事者（評価対象外業務従事者）の資格要件の確認
- エ. 未定の業務従事者（評価対象外業務従事者）の確定
- オ. 渡航回数の変更又は業務従事者間の渡航の振替

●打合簿を省略できる事項（担当事業部に報告）

- ア. 現地調査従事予定日（業務計画書では目安）の確定、変更
- イ. 業務従事者間または同一の業務従事者の現地作業人月の変更（業務主任者（総括）・副業務主任者（副総括）を含む。ただし、航空賃を除いた旅費全体額、直接人件費（現地作業分）、その他原価、一般管理費等及び総人月を超えない範囲に限る。）
- ウ. 業務従事者間または同一の業務従事者の国内作業人月の変更（業務主任者（総括）・副業務主任者（副総括）を含む。ただし、直接人件費（国内作業分）、その他原価、一般管理費等及び総人月を超えない範囲に限る。）

【留意事項】

- ・〔直接経費〕・〔直接人件費〕・〔その他原価〕・〔一般管理費等〕の費目間流用はできず、〔直接経費〕・〔直接人件費〕・〔その他原価〕・〔一般管理費等〕のそれぞれの費目において増額の必要が生じる場合は、以下(3)のとおり契約変更を行う。
- ・異なる格付けの業務従事者間の人月の振替に関しては、旅費及び直接人件費、その他原価、一般管理費等の増減に留意する。また、同じ業務従事者であっても、国内作業と現地作業とを振り替えることにより旅費及び直接人件費、その他原価、一般管理費等が増額になる可能性があるため、同様に留意する。
- ・業務従事者の交代・確定にあたっては、変更後の従事者の履歴書（評価対象業務従事者）または業務従事者名簿（評価対象外業務従事者）を打合簿に添付する。
- ・同一業務従事者の現地作業と国内作業との振替については、それぞれの業務内容の増減を確認し、必要に応じてその内容及び理由を打合簿にて確認する。

(2) 費目間流用

〔直接経費〕・〔直接人件費〕・〔その他原価〕・〔一般管理費等〕の費目間の流用はできない。ただし、〔直接経費〕内の費用に関しては、状況により費目間の流用が可能な場合がある。

(3) 打合簿または契約変更による契約金額増減の手続き

●変更により契約金額が増額になる場合

ア. 契約金額の10%または500万円のいずれか小さい方の金額を超える場合

(ア)業務指示書に基づく変更プロポーザル及び見積書の提出

(イ)契約交渉

(ウ)変更契約書締結による変更承認

イ. 契約金額の10%または500万円のいずれか小さい方の金額以下の場合

(ア)打合簿による変更承認（調達部契約課の合議が必要）

(イ)変更契約書締結

●変更により契約金額が減額になる場合

ア. 契約金額の10%または500万円のいずれか小さい方の金額を超える場合

(ア)業務指示書に基づく変更プロポーザル及び見積書の提出

(イ)契約交渉

(ウ)変更契約書締結による変更承認

イ. 契約金額の10%または500万円のいずれか小さい方の金額以下

(ア)精算時戻入

【留意事項】

- ・契約履行期間を変更する場合は、契約金額の変更の有無にかかわらず、必ず契約変更を行う。

以上

プロポーザル評価表

ペルー国休廃止鉱山整備事業情報収集・確認調査

評価項目	配点	
1. コンサルタント等の経験・能力	(10.00)	
(1) 類似業務の経験	6.00	
(2) 当該業務実施上のバックアップ体制 (本邦/現地)	4.00	
2. 本件業務の実施方針	(30.00)	
(1) 業務指示書の理解度	3.00	
(2) 業務方針的確性	9.00	
(3) 業務方法、作業計画の業務方針との整合性、現実性等	12.00	
(4) 要員計画の妥当性	6.00	
(5) その他 (実施設計・施工監理体制)		
(6) 業務主任者によるプレゼンテーション (業務方針的確性、現実性等)		
3. 業務主任者及び業務従事者の経験・能力	(60.00)	
(1) 業務主任者の経験・能力/業務管理グループの評価	(30.00)	
	業務主任者 のみ	業務管理 グループ
1)業務主任者の経験・能力 総括/鉱山環境整備または採鉱	(30.00)	(24.00)
イ 類似業務の経験	12.00	10.00
ロ 対象国又は同近隣地域若しくは同類似地域での業務経験	3.00	2.00
ハ 語学力	5.00	4.00
ニ 業務主任者としての経験及び評価	6.00	5.00
ホ その他学位、資格等	4.00	3.00
ヘ 業務主任者によるプレゼンテーション (専門的資質、表現方法の理論性、説得力、業務への取組意欲等)		
2)業務管理グループの管理体制	-	(6.00)
イ 業務管理体制	-	6.00
(2) 業務従事者の経験・能力	(30.00)	
1) 担当事項: 地質	(15.00)	
イ 類似業務の経験	7.00	
ロ 対象国又は同近隣地域若しくは同類似地域での業務経験	2.00	
ハ 語学力	3.00	
ニ その他 学位、資格等	3.00	
2) 担当事項: 水質・水処理	(15.00)	
イ 類似業務の経験	7.00	
ロ 対象国又は同近隣地域若しくは同類似地域での業務経験	2.00	
ハ 語学力	3.00	
ニ その他 学位、資格等	3.00	
3) 担当事項:	()	
イ 類似業務の経験		
ロ 対象国又は同近隣地域若しくは同類似地域での業務経験		
ハ 語学力		
ニ その他 学位、資格等		
4) 担当事項:	()	
イ 類似業務の経験		
ロ 対象国又は同近隣地域若しくは同類似地域での業務経験		
ハ 語学力		
ニ その他 学位、資格等		
総合評点	[100.00]	

業務指示書

第2 調査の目的・内容に関する事項

1. プロジェクトの背景

ペルーにおいて鉱業は長い歴史を持つ重要な産業である一方で、鉱害対策の遅れから一部で環境汚染を起こしており社会問題となっている。特に近年ではカハマルカ州のコンガ鉱山開発の反対運動に端を発する住民運動により現ウマラ政権下で首相が2回交代する事態が起こり、鉱山をめぐる問題は大きな関心を集めている。ペルーの抱える問題は開発・操業中の鉱山だけでなく、既に操業を停止した休廃止鉱山が数多く存在しており、その多くは適切な処理がされないまま放置されている状況にある。この結果、廃坑から流出した坑廃水等により、自然環境に大きな負荷をかけるとともに周辺住民の生活に悪影響を与えており、ペルー政府は早急な対策を迫られている。

以上の背景から、ペルー国エネルギー鉱山省(MEM)は鉱害対策に優先的に取り組む方針であり、ペルー政府は2012年11月に日本政府に対し休廃止鉱山整備事業に対する支援(円借款)を要請した。同事業はペルー全土に存在する休廃止鉱山のうち、既にMEMが作成したリストに基づき、自然環境や地域住民の生活へのリスクが大きい等の観点から対策の優先度が高いとされる休廃止鉱山の整備を円借款により支援するものである。

機構はこれまでに関連プロジェクトとして「閉山計画審査能力強化プロジェクト」(2010～2011年)を実施し、鉱山閉鎖法に基づく閉山計画書の審査能力強化支援を実施した。また、(独)石油天然ガス・金属鉱物資源機構(JOGMEC)は2009年から現在に至るまでMEMに鉱害政策アドバイザーを派遣している。しかしながら、ペルー国内に必ずしも十分な鉱害防止対策に関する技術・知識・経験が蓄積されているとは言えず、円借款を実施するにあたって、具体的に「どこで・どのような鉱害が発生しており、どのような対策が必要なのか」が明確になっていない。よって円借款事業の内容を確定するための協力準備調査を実施する前段階として、調査項目を明らかにするため、本基礎情報収集・確認調査を実施する必要がある。

2. プロジェクトの概要

円借款事業(以下「本事業」と言う。)の概要は以下の通り。

(1) 事業名

休廃止鉱山整備事業

(2) 事業目的

ペルー全土に存在する休廃止鉱山のうち、MEMが作成済のリストに基づき、環境や住民生活へのリスクが大きく整備の優先度が高いとされる休廃止鉱山の整備を円借款により支援し、周辺住民の生活環境の改善、持続的な開発を支援する。

(3) 要請概要

ペルー全土に存在する休廃止鉱山のうち、MEMが作成済のリストに基づき、自然環

境や地域住民生活へのリスクが大きく、対策の優先度が高いとされる休廃止鉱山の整備を円借款により支援するもの。

(4) 対象地域

ペルー政府はリスト化された休廃止鉱山の対策の優先度を5段階に分け、本事業においては対策の優先度が「非常に高い」「高い」に分類された休廃止鉱山のみを対象とすることとした。

さらに、ペルー政府は、優先度の高い休廃止鉱山の分布状況や事業効果を考慮し、ペルー全土に点在する休廃止鉱山のうち、本事業の対象として6つの河川（Alto Marañon, Santa, Mantaro, Apurimac, Illpa, Pativilca）の流域に位置する47の休廃止鉱山を選定した。

(5) 関係官庁・機関

ペルーエネルギー鉱山省
(Ministerio de Energía y Minas)

(6) 本プロジェクトに関連する我が国の主な援助活動

- ・閉山計画審査能力強化プロジェクト（技術協力、2010～2011年）
- ・鉱害政策アドバイザー（JOGMEC 専門家、2009年～現在）

3. 業務の目的

本調査は、上記本事業の内容確定のため、今後実施予定の協力準備調査に係る前提条件の確認を目的とし、既存情報の整理、現地調査から得られるデータを基に対象休廃止鉱山の鉱害の種類・発生源を特定し、有効な鉱害防止対策手法の検討及びその手法の実現に必要な調査のTORを策定することを目的とする。

4. 業務の範囲

本調査は、ペルー政府から円借款の要請のあった休廃止鉱山整備事業に関連して、「3. 業務の目的」を達成するため、「5. 実施方針及び留意事項」を踏まえつつ、「6. 業務の内容」に示す事項の調査を実施し、「7. 成果品等」に示す報告書等を作成するものであり、原則、2013年7月10日にMEMと機構の間で結ばれたミニッツの内容に基づいて実施するものとする。

5. 実施方針及び留意事項

(1) 本調査の位置づけ

本調査は、本事業の内容を確定するための協力準備調査を実施するにあたって、同調査のTORを策定することを目的とした「基礎情報収集・確認調査」である。協力準備調査では、①ペルー独自の「公共投資国家システム（SNIP）」に定められている投資前調査レポートに盛り込む必要のある最低記載事項・内容、②本事業実施に関する機構内審査で必要となる事項、の2点について調査する。このため、本調査においては上記2点の調査事項を十分に理解し協力準備調査のTORに反映しなければならない。なお、今後の案件形成に多大な影響を及ぼすことから、調査計画について、インセプション・レポートの作成前に機構と十分に協議をすること。

(2) 実施方針

本事業で対象とする休廃止鉱山はペルー全土に点在しているため、協力準備調査においては、全体6流域47休廃止鉱山のうち1流域(Alto Marañon)8休廃止鉱山をパイロット・プロジェクトとして詳細に調査する。当該8休廃止鉱山の詳細調査結果から、残る39休廃止鉱山について類推し、本事業全体のF/Sを策定する予定。

ペルーでは各休廃止鉱山において対策が必要な対象(休坑、ズリ、選鉱排さい集積場等)の最小単位を「PAM」(Pasivos Ambientales Mineros:「過去の鉱業活動により発生した環境への負荷」の意)と定義・呼称している。PAMの種類や、周辺の地質・降水量・河川の状況等により、休廃止鉱山の整備対策の内容や手法は大きく異なることから、本調査では現地調査を重視し、当該8休廃止鉱山に関して現地調査から得られたデータ(坑廃水の水质、地質、構造物の種類等)に基づいて分析を行うものとする。

現地調査対象となる8休廃止鉱山の詳細は以下の通り。

	休廃止鉱山名	対策の優先度	PAMの数	州
1	Mercedes 3	とても高い	57	Ancash
2	Esparta		14	Ancash
3	Halcon		80	Ancash
4	Paccha		6	La Libertad
5	Manto	高い	40	Ancash
6	Miguelito No.1		14	Ancash
7	Lanachonta		106	Huanuco
8	La Negra		5	La Libertad

(3) 公共投資国家システム (SNIP)

ペルーにおいては公共投資事業のプロジェクト・サイクルの各段階における一連の行政手続きを定めた「公共投資国家システム (SNIP)」と呼ばれる制度があり、本事業を含め公共投資計画・事業を推進する場合には、案件形成～事後評価に至るまでSNIPの定めに従って国内(承認)手続きを進める必要がある。

本事業に関しては、①本調査の成果物のTOR、②協力準備調査の前半で作成するプロファイル(代替案の比較検討を含む基本スタディ)、③協力準備調査の最終成果物であるF/Sについて、SNIP手続きに基づき関係機関の承認を得る必要がある。

このため、ペルー渡航後、MEM及びSNIPを統括するペルー経済財政省(MEF)とインセプション・レポートの調査計画について十分に協議を行い、最終成果物のTORの策定にあたって、SNIP承認に必要な検討項目が網羅されているか確認すること。また、現地調査終了後は結果をドラフト・ファイナル・レポートにまとめ、MEM、MEF及び当機構ペルー事務所十分に説明し、少なくともMEM及び当機構ペルー事務所から内容に関して同意を得た上で帰国すること。

(4) 鉱山防止対策における経験の評価

本調査では「3. 業務の目的」を達成するため、鉱害防止対策に関する幅広い知識が必要とされている。よって、総括以外の調査構成員についても鉱害防止対策に関連する分野における経験があることが望ましい。

6. 業務の内容

本調査内容は以下を想定している。効果的に調査を実施するために必要な調査方法・手順等を国内準備作業、ペルーでの現地作業、帰国後国内作業と段階毎に具体的にプロポーザルに提案すること。

(1) 国内準備作業

- 1) ペルーの休廃止鉱山関連法に係る情報収集・分析作業
 - ・ 休廃止鉱山対策法、鉱山閉山法等、本事業に係る法律（排水基準等）に関する情報収集・整理
 - ・ 上記現行法の問題点の把握
- 2) 関連調査結果の整理
 - ・ 「閉山計画審査能力強化プロジェクト」等関連報告書のレビュー
 - ・ JOGMEC報告書のレビュー
- 3) SNIP規定のレビュー
- 4) 調査全体計画の策定、機構と協議の上インセプション・レポート策定

(2) ペルーでの現地作業

- 1) リマにおける関係機関からの情報収集
- 2) MEM・MEFへのインセプション・レポート内容についての説明・協議
- 3) 現地調査

現地調査では、鉱害の発生原因を特定し（あるいは推測し）、その整備に必要な調査・測定の内容や方法を現地で検討・整理し、その調査や測定等に必要な情報を整理する。具体的には、調査対象であるアルト・マラニョン川流域8つの休廃止鉱山につき以下の調査を実施する。なお、坑廃水、湧水、河川水に対しては簡易測定器（用紙）等を用いて、その場で水質を確認しながら鉱害の状況を確認すること。

 - ・ 各休廃止鉱山におけるPAMの地図上の位置の再確認
 - ・ 各PAMの現状の確認
 - ・ 水系と各PAMの位置関係の確認
 - ・ 土壌ならびに水のサンプリング及び分析（法律で定められた成分）
 - ・ 測量範囲の特定、及び測量手法の選定（縦断・横断等）
 - ・ 鉱害の種類の特特定
 - ・ 周辺住民数、農作物の種類、道路の状態等、周辺一般情報の把握
- 4) 調査結果の分析と鉱害防止対策手法の検討、必要な調査TORの策定
 - ・ 調査結果に基づき各休廃止鉱山における有効な鉱害防止対策手法を検討
 - ・ 上記の検討結果とSNIPに定められている投資前調査レポートに盛り込む必要のある最低記載事項・内容を踏まえ、協力準備調査のTOR（事業全体のF/S及びアルト・マラニョン川流域8休廃止鉱山のプロファイル作成のTOR）を作成
- 5) MEM・MEFへの結果報告と協議、ドラフト・ファイナル・レポートの提出
 - ・ 4) の内容をドラフト・ファイナル・レポートにまとめ、内容について当機構

ペルー事務所と十分に協議を行う。この時、場合によっては機構本部とテレビ会議を行いレポートの内容を吟味する。

・上記ドラフト・ファイナル・レポート内容に関しMEM・MEFと十分に協議の上、SNIPで求められる事項・内容が含まれていることを確認し、少なくともMEMからの合意を得てMEMに提出の上帰国

(3) 帰国後国内作業

- 1) 上記全ての結果を含む最終報告書を作成し機構に提出
- 2) 調査全体に関し機構本部にて報告

7. 成果品等

本調査の各段階において作成・提出する報告書等は以下のとおり。なお、本契約における成果品は、ファイナル・レポートとする。

(1) 調査報告書

1) インセプション・レポート

記載事項：本調査の基本方針、方法、作業工程、要員計画、便宜供与依頼内容等

提出時期：調査開始後1週間以内（渡航前）

部 数：和文5部、西文5部（簡易製本）

2) ドラフト・ファイナル・レポート

記載事項：調査結果の全体成果、協力準備調査 TOR 案（事業全体の F/S 及びアルト・マラニョン川流域 8 つの Ex-Unidad のプロファイル）（要約を含む）

提出時期：現地調査終了時

なお、MEM・MEF と同レポート内容についての協議前に必ず当機構ペルー事務所と内容につき協議を行うこと。必要に応じて機構本部とのテレビ会議を実施し内容に関する協議を行う。

部 数：和文5部、西文5部（簡易製本）

要約版 和文5部 西文5部

3) ファイナル・レポート

記載事項：調査結果の全体成果、協力準備調査 TOR（同上）（要約を含む）

提出時期：帰国後1週間以内

部 数：和文5部、西文5部（製本）

要約版 和文5部、西文5部（製本）

電子データ版 各3部

注1) ドラフト・ファイナル・レポートのペルーエネルギー鉱山省への提出にあたっては、そのプロセスを当機構ペルー事務所とよく協議の上実施すること。

注2) 報告書類の印刷、電子化（CD-R）については、「コンサルタント等契約における契約書の印刷・電子媒体に関するガイドライン」を参照する。

注3) 報告書全体を通じて、固有名詞・用語・単位・記号等の統一性と整合性を確保すること。また、翻訳後、必ず鉱山分野の知識・経験を有するネイティブ・スピーカーの校閲を受けること。

2、収集資料

本調査を通じて収集した資料およびデータは項目毎に整理し、機構様式による収集資料リストを付した上で調査終了後機構本部に提出する。

3、その他の提出物

(1) 議事録等

関係各所との協議、ヒアリングを実施した場合には議事録を作成し機構本部に速やかに提出する。

(2) 先方政府への提出書類

レポートの他に先方政府への提出文書があった場合にはその写しを速やかに機構本部に提出する。

第3 業務実施上の条件

1. 業務工程

2013年10月下旬より業務を開始し、2013年12月下旬を目途に、MEM・MEFと協議の上ドラフト・ファイナル・レポートをMEMに提出する。日本帰国後1週間以内に機構にファイナル・レポートを提出する。

2. 業務量の目途と業務従事者の構成（案）

（1）業務量の目安

合計 5.7M/M

（2）業務従事者の構成（案）

要員計画の構成分野（案）を以下に示す。

なお、調査内容及び調査工程を考慮の上、より適切な要員構成がある場合、プロポーザルにて提案すること。

- 1) 総括/鉱山環境整備または採鉱（2号）
- 2) 地質（3号）
- 3) 水質・水処理（3号）

3. 相手国の便宜供与

調査実施にかかる相手国の便宜供与についてはMEMと以下の通り合意済。

- （1）業務上必要な関連データ並びに情報の提供
- （2）C/Pスタッフの配置
- （3）リマにおける作業に必要な事務スペース（業務上必要なオフィス機器、家具を含む）の提供
- （4）サイト視察に必要な許可類の取得支援
- （5）アポイントメント取得や移動に関するサポート
- （6）TOR作成に必要なサポート
- （7）安全に関する情報の提供
- （8）医療サービスを受けるために必要な情報の提供と仲介（費用はコンサルタント側の負担）
- （9）調査実施地区のコミュニティとの良好な関係構築、調査中あるいは調査後に生じるクレームへの対応（コンサルタント側に故意あるいは重大な過失がある場合を除く）

4. 配布／貸与資料及び閲覧資料

配布資料：下記URLよりPDF版をダウンロードし資料を入手すること。

（1）ペルー国閉山計画審査能力強化プロジェクト ファイナルレポート（要約版）
<http://libopac.jica.go.jp/search/detail.do?rowIndex=0&method=detail&bibId=1000000267>

（2）ペルー国閉山計画審査能力強化プロジェクト ファイナルレポート
<http://libopac.jica.go.jp/search/detail.do?rowIndex=1&method=detail&bibId=1000000269>

(3) ペルー国 閉山計画審査能力強化プロジェクト：閉山計画審査用ガイドライン
<http://libopac.jica.go.jp/search/detail.do?rowIndex=2&method=detail&bibId=1000000270>

(4) ペルー共和国 鉱害防止対策協力準備調査報告書
<http://libopac.jica.go.jp/search/detail.do?rowIndex=0&method=detail&bibId=000246626>

貸与資料：内部資料でありコピー不可。利用後返却が必要。

- (1) MEM 作成の流域地図、PAM の位置が記載されたパイロット・プロジェクト 8 休廃止鉱山周辺の地図
- (2) パイロット・プロジェクト 8 休廃止鉱山で撮影された PAM の写真 (CD-R)
- (3) 今回の TOR 作成支援につきペルー政府との間で結んだミニッツ (パイロット・プロジェクト 8 休廃止鉱山における PAM の数・対策の優先度、便宜供与に係る取り決めが明記されており、第 2-4 にて言及。)
- (4) パイロット・プロジェクト 8 休廃止鉱山の一つである Mercedes3 に存在する PAM のインベントリーリスト (現在 MEM に 8 休廃止鉱山全てのインベントリーリストの提供を求めており、入手できた場合には 8 休廃止鉱山分のインベントリーリストを貸し出す。)

5. 現地再委託

本調査では基本的に現地再委託は想定していないが、現地再委託により業務の効率、精度、質等が向上すると考えられる場合には、経験・知見を豊富に有する機関・コンサルタント等に再委託して実施することを認める。現地再委託にて実施することが望ましいと考える業務がある場合、理由を付してプロポーザルにて提案すること。

プロポーザルでは、現地再委託対象業務の実施方法と契約手続き (見積書による価格比較、入札等)、価格競争に参加を想定している現地業者の候補者名並びに現地再委託業務の監督・成果品の検査の方法等、より具体的な提案を可能な範囲で行うこと。

6. 機材の調達

本調査では機材の調達は想定していない。

7. その他の留意事項

(1) 安全配慮事項

ペルーにおける本業務実施に関し、在ペルー国日本大使館、機構ペルー事務所と連絡を密に行い、安全確保に配慮すること。

以上